

令和2年第11回教育委員会定例会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会 会 議 録

令和2年11月26日 開会

令和2年11月26日 閉会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会

令和2年第11回教育委員会定例会

令和2年11月26日（木）
午後4時00分 開会

○ 議事日程

- 1 開会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 行事報告
- 4 報告事項
報告第43号 令和2年度町内小中学校在籍児童生徒数（令和2年11月分）について
報告第44号 不登校の状況について
報告第45号 学校における携帯電話の取扱についての基本方針について
報告第46号 令和2年度新十津川町児童生徒就学援助費受給者の認定について
報告第47号 教育行政事務の管理執行状況点検・評価報告について
- 5 議案審議
議案第16号 新十津川町アートの森彫刻体験交流促進施設に係る指定管理者の選定について
- 6 その他
- 7 閉会

○ 出席委員（5名）

久保田 純 史
新 田 右 子
荒 山 直 人
近 藤 陽 介
松 倉 寿 人

○ 欠席委員（0名）

○ 職務のため出席した者の氏名

事務局長	後 木 満 男
主幹	媚 山 孝 裕
学校教育グループ長	西 村 幸 真

○ 開会及び開議の宣告

◎久保田教育長

ただいまより、令和2年第11回教育委員会定例会を開会いたします。

○ 議事日程の報告

◎久保田教育長

本日の日程は、お手元に配布しております議事日程により順を追って進めてまいります。

○ 会議録署名委員の指名

◎久保田教育長

日程第2、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員の指名につきましては、松倉、荒山両委員を指名いたします。

○ 諸般の報告

◎久保田教育長

続きまして、日程第3、行事報告を議題といたします。事務局より報告願います。

◎媚山主幹

それでは、私から令和2年10月24日から本日11月26日までの行事をまとめておりますのでご説明申し上げます。まず始めに10月24日、ゆめりあホールにて新中の吹奏楽部第37回定期演奏会が開催されました。新型コロナウイルス感染症対策として、部員1人に対して5人までの招待制で実施しております。3年生の引退記念曲などを演奏し、156人の招待者が鑑賞いたしました。続きまして、10月30日から11月3日まで改善センター多目的ホールにて町民文化祭作品展示が開催されました。作品展示は、今年につきましては16団体、1個人が出展され、340人の方々が鑑賞いたしました。続きまして、同じく10月30日、JAピンネゆめぴりか生産組合より新米120kgを給食センターに寄贈がありました。教育長室で贈呈式を行いました。寄贈されたお米については、11月16日の学校給食に提供し、新小では食育学習として給食時に栄養教諭より校内放送で今年のお米の生育状況やでき具合、おいしさなどを説明し、最後に中西組合長からいただいたコメントを児童へ向け放送しております。続きまして、11月6日、北海道家庭教育サポート企業等制度協定締結式が町内で行われました。今回は、スマート農業技術開発実証プロジェクト実証農場の白石農園とで行われ、当日、藤村空知教育局長が来町し協定書を交わしております。続きまして、11月15日、大人の図書館講座ということで、家じまい講座を図書館ビデオルームにて開催いたしました。新型コロナ感染対策として午前、午後の2回に分け15人定員で開催いたしました。講師には整理収納アドバイザー松浦氏をお招き、住む人がなくなった家を丸ごと片付ける際の知恵や手順やノウハウなど写真を交えながら講話をいただきました。続きまして、11月2日と16日、指定管理者選考委員会を開催し、アートの森の指定管理候補に一般社団法人風の美術館が候補者として選定

されました。以上、行事報告とさせていただきます。

◎久保田教育長

行事報告の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、行事報告を報告済みといたします。続きまして、日程第4、報告事項を議題といたします。報告第43号令和2年度町内小中学校在籍児童生徒数(令和2年11月分)について事務局より説明願います。

◎後木事務局長

それでは、私のほうから説明いたします。議案書の3ページをお開きください。表をご覧ください。小学校ですが、5年生男子1名が滝川市から転入しております。これによりまして5年生男子が1名増の31人、5年生の計が53人となっております。小学校全体では306人となっております。中学校について異動はございません。小中学校合計で467人となっております。以上、報告第43号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

◎久保田教育長

報告第43号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

報告第43号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第43号令和2年度町内小中学校在籍児童生徒数(令和2年11月分)については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第44号不登校の状況について事務局より説明願います。

◎後木事務局長

まず不登校の定義の確認でございますが、文部科学省では、不登校とは年間30日以上欠席した児童生徒のうち、病気や経済的な理由を除き、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因、背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくてもできない状況にあるものと定義しています。これを基に学校では不登校であるか否かを判断しております。なお、適応指導教室などに通学した場合は出席扱いとなりますので欠席日数にはカウントされていないということで、このような内容を踏まえて表の説明をいたします。1及び2の表は、平成29年度から令和2年度10月末までの小学校と中学校の不登校の状況をまとめたものです。令和2年度10月末現在では、小学校の2年生が1人、

6年生が2人、合計3名の不登校、中学校は3年生が2人の不登校となっております。

小学校の不登校の比率ですが、3人で0.98%という数字となっております。北海道の、前年度、令和元年度の不登校比率ですが0.83%となっておりますので若干上回っているという形になります。中学校は1.2%で北海道が4.5%ということですので下回るという結果となっておりますが、この数値につきましては全校児童生徒が少ないので、1人の違いで大きく比率が変化するということを含みおきいただきたいと思います。新型コロナウイルス感染症の影響により、不登校が増えていくであろうというような予測が立てられておりますけれども、本町においてはあまり変化がないという状況となっております。次に1番下の3の表ですが、滝川市の適応指導教室の利用状況です。本年度は中学生1人が利用しているという状況でございます。以上、報告第44号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

◎久保田教育長

報告第44号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

よろしいですか。

(「はい」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、報告第44号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第44号不登校の状況については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第45号学校における携帯電話の取扱いについての基本方針について、事務局より説明願います。

◎後木事務局長

それでは、議案書の7ページをお開き願います。内容については、別紙のとおりといたしまして8ページ、9ページをお開きください。今回、新十津川町立学校における携帯電話の取扱い及び情報モラル教育の推進についての基本方針ということで定めさせていただくことといたしました。これにつきましては、文部科学省の通知により道教委の基本的指導方針であります携帯電話の取扱い及び情報モラル教育の推進等についてというものが見直されまして、市町村の教育委員会においては、学校における携帯電話の基本的な指導方針を定め、適切に対応するようという通知がありましたことから、本町についても基本方針を定めるということとしたものでございます。文部科学省通知の基本的指導方針の主な変更点としましては、小中学校の取扱いを小学校と中学校に分けたこと、あと情報モラル教育の推進に係わる部分について修正、追加を行いました。学校における情報モラル教育の取組についての記述の修正ですとか、ネットのいじめ等に関

する取扱いの徹底についての記述の追加、また、家庭や地域への働きかけについての記述の修正を行っております。これを基に、本町の基本方針ということで内容を説明させていただきます。1につきましては、学校における携帯電話の取扱いについての方針でございます。基本的な考え方としましては、学校における携帯電話、スマートフォンを含みますけれども、取扱いについては、本方針に沿って、学校において指導方針を定めて、児童生徒及び保護者に周知するとともに児童生徒へ指導を行っていくこと、また保護者等との協力体制を構築するという事としております。2としまして、小学校においては、学校への児童の携帯電話の持込みについては、原則禁止すること、また、携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合、また、その他やむを得ない事情の場合は例外規定を設けるということでございます。(3)中学校におきましてですが、この案につきましては小学校と同様に携帯電話の持込みの原則禁止、また、個別の状況につきまして例外を認めるという内容となっております。イにつきましては、中学校において持込みを認める場合についての一定の条件を示しております。学校と生徒、保護者の間で以下の事項について合意がなされて、必要な環境整備や措置が講じられている場合に限って持込みを認めるということとしております。9ページに入りまして2ですが、学校における情報モラル教育の取組についてです。インターネットのほか携帯電話、スマートフォン、SNS等が児童生徒にも急速に普及する中で、児童生徒が自分、他者の権利を尊重しまして情報社会での行動に責任を持つとともに、犯罪被害を含む危険を回避して、情報を正しく安全に利用できるようにするための情報モラル教育について取組方針をとということでございます。3ネット上のいじめ等に関する取組の徹底につきましては、学校におきましては、いじめ防止に関する法令等及び「新十津川町子どものいじめ防止基本方針」を踏まえまして、ネット上のいじめを含むいじめ等に対する取組の更なる徹底を進めていくとしております。4につきましては、家庭や地域についての働きかけについての方針でございまして、ネット上のいじめは学校外でも行われており、学校だけでなく、保護者がその利便性や危険性について十分に理解した上で、各家庭において携帯電話の必要性を判断しまして、利用に関するルールづくりなど、保護者等に対する取組も推進していくとしております。以上のような基本方針を定めることといたしまして、本日報告させていただきましたので、本日付けで決定させていただきたく存じます。以上、報告第45号の内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第45号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎荒山委員

これは学校で時間を設けて子どもに指導することになりますか。

◎後木事務局長

原則的には持込みは禁止ということになっておりますけれども、学校では持っていないですが家庭で持たせている場合もございますので、この部分については、学校でこの基本方針を基にそれぞれきまりを作ることになりますので、それを子どもたちに周知するという形を取ることになると思います。基本的にはこの方針に従って学校で、改めてルール作りをするという形になります。

◎久保田教育長

よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

はい。それでは、報告第45号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第45号学校における携帯電話の取扱いについての基本方針については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第46号令和2年度新十津川町児童生徒就学援助費受給者の認定について事務局より説明願います。

◎後木事務局長

それでは、議案書の11ページをお開き願います。今回の認定は、追加の認定でございます。1申請世帯数及び児童生徒数ですが、1世帯2人で小学生が2人でございます。

2の認定状況でございますが、申請のあったものについて準要保護世帯として1世帯2人を認定しております。認定状況につきましては、ただいまお配りいたしました調書のとおりでございます。判定は認定可ということでございます。この調書については後ほど回収をさせていただきます。3としまして、認定の開始日ですが、令和2年10月1日としております。以上、報告第46号の説明とさせていただきます。よろしくご審議お願いいたします。

◎久保田教育長

報告第46号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

報告第46号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第46号令和2年度新十津川町児童生徒就学援助費受給者の認定については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第47号教育行政事務の管理執行状況点検・評価報告について事務局より説明願います。

◎後木事務局長

それでは、議案書の13ページをお開き願います。内容につきましては、別冊の教育行政事務の管理執行状況点検・評価報告書によります。それでは、点検・評価報告書をお開きください。まず1ページですが、この報告の趣旨でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づきまして、教育委員会は、毎年、その権

限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行って、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表するものがございます。

2としまして、点検評価の対象でございますが、新十津川町教育目標を総合的指針としまして、その重点的取組を政策の目標として実施した令和元年度の施策としております。3としまして、点検評価の方法でございますが、新十津川町行政評価システムに基づきまして、その進捗状況を明らかにするとともに課題等を分析しまして、今後の方向性を示す方法を用いて行っております。4の点検評価結果の構成でございますが、

(1) 施策の目標から次のページの(7)次年度への重点的取組までの7つといたしまして、令和元年度の施策ごとに評価を行っております。下の表につきまして、教育委員会の活動状況について示しております。1の教育委員会の開催状況でございますが、定例会12回、臨時会1回、報告件数52件、議案件数26件、協議件数1件のご審議をいただいております。報告、議案の案件名につきましては、別添の資料1に議案名を整理して記載をしております。2の教育委員会委員の活動状況の抜粋でございますが、1年間の活動状況について、定例教育委員会の報告を抜粋してまとめております。後ほどお目通しをお願いいたします。次に4ページからの点検評価の結果について説明をいたします。

政策の目標につきましては、学校教育と社会教育の2つに分けてございます。まず学校教育につきましては、政策の目標を、児童生徒一人ひとりの実態に応じた学習指導により「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を目指し、生きる力を育むとしております。「学校教育環境の充実」と「学校給食の充実」という2つの施策について事業を展開しているところでございます。1つ目の施策は、学校教育環境の充実でございます。

1から3までにつきましては、例年どおりですので説明を省略させていただきます。

(4) 目標値及び達成値でございますが、目標値90%に対し達成値は71.4%となっております。目標値よりは下回っておりますけれども、50%の数値で前年よりも半分以上の学年で成績が上昇しているという見方ができるということになります。(5)の評価結果ですが、アとしまして、現状と分析では、小学3年生から中学校3年生の7学年中、国語が5学年、算数・数学で2、3学年が前年度を上回っております。町民アンケートの重要度、満足度ともに高く、町民の関心が高い施策となっております。問題点・課題点としましては、基礎基本的な学習内容の定着化を図るために、家庭における学習習慣の定着化やテレビやゲームの時間短縮、十分な睡眠時間の確保など生活習慣の改善とともに、道徳や英語などの新学習指導要領の対応やICT環境への推進が必要となってきているところでございます。(6)の施策展開の方向性としてしましては、基礎的な知識や技能に加えまして、学ぶ意欲、思考力、判断力、表現力など幅広い学力を育てるために、学習支援サポート、学力向上推進講師の活用や長期休業中のやまびこの継続等によりましてきめ細かな学習指導を行うことや、ICT環境の早期整備を挙げております。(7)次年度への重点的取組につきましても同様に学習指導サポート体制の継続、ICTを活用したGIGAスクール構想の加速と施策展開の方向性に沿ったものとしております。2つ目の施策は、学校給食の充実です。施策の目標から指標の測定方法までは同様に省略をいたします。(4)目標値・達成値は、令和元年度目標値44%に対しまして達成値が44.2%と0.2%上回っております。評価といたしましては、現状と分析では、新鮮で安全安心な生鮮野菜を食材として使用し、地産地消を積極的に推進するため、町内や雨竜町産、農産物などを取入れた学校給食の提供に努めているところでございます。また、栄養バランス、個々に必要な摂取エネルギーを学ぶことのできるバイキング給食や郷土の食文化を活かした美味しい給食、満足の得られる給食の提供のほか、食への理解を一層深めることができるよう、各学年に応じた食育の学習を行っているところ

でございます。問題・課題点としましては、地元の生産団体や農業高校等と連携し、町内産使用重量の目標値は達成しているところでございますが、本町で生産する作目や年度ごとの育成状況、また、収穫時期と給食提供時期の違いなどがございまして、メニュー構成や使用割合の増加について工夫を必要としているところでございます。施策展開の方向性としてしましては、引き続き地元で栽培された生鮮野菜や地元の加工品を中心に使用しました学校給食を提供して、地産地消を図っていくとともに、学校給食アンケートの結果を参照しながら、温かくておいしい学校給食を提供して食育の推進も図ってまいるところでございます。次年度への重点的取組も施策展開の方向に沿った取組を進めていくというところでございます。続きまして、6ページになります。社会教育でございます。社会教育につきましては、政策の目標を、それぞれの年代に応じた学習機会を提供し、住民一人ひとりが生涯にわたって自ら学び、自己実現を図ることができる環境づくりに努めるとしております。「社会教育活動の推進」「青少年健全育成の充実」「読書活動の促進」「文化活動の促進」「スポーツ活動の促進」の5つの施策について事業を展開しているところでございます。まず1つ目の施策名、社会教育活動の推進です。

(4) 目標値及び達成値ですが、令和元年度目標値が71%、達成値が92%でございます。

評価としてしましては、現状分析として、町民アンケートでは重要度は平均的でございます。満足度については高い結果となっております。子どもを対象とした体験講座等については高い参加率を保っているという状況でございます。問題・課題点としてしましては、生涯にわたって自主的に学ぶ機会の推進と、団体会員の高齢化により活動が低迷移行にある団体もでございます。各種団体の支援について今検討が必要になってきているというところでございます。施策展開の方向性としてしましては、各団体等と連携しまして、生涯学習のきっかけ作りとしての体験事業の開催や情報提供を進めまして、団体の指導、支援を行っていくところでございます。また、民法改正により青年年齢が引き下げることに伴います令和4年度からの成人式につきまして、方向性としてしましてはこれまでどおり二十歳の区切りで成人式という式典の形式ではなく、お祝いの会というような形で行うということでこれまでも説明してきたところでございます。次年度への重点取組としてしましては、社会教育団体の活性化支援に取り組むほか、新庁舎完成に伴いまして、所掌事務の変更が予定されております高齢者生きがい活動等の推進、また、新型コロナウイルス感染症の拡大により令和2年度に実施できなかった開町130年記念事業の代替事業等の実施を挙げております。施策名2、2の施策名、青少年健全育成の充実でございます。

(4) 目標値及び達成値でございますが、令和元年度の目標値が78%、達成値が68%でございます。評価としてしましては、現状と分析としてしまして、町民アンケートでは重要度はやや低い状況ですが、満足度はほぼ平均値となっております。育成活動としてしましては、子ども会育成者連絡協議会や青少年健全育成町民会議、少年団活動を中心とした取組を行っているところでございます。問題点・課題点としてしましては、子ども会新規会員の勧誘や会員の確保のための工夫をしているところでございますが、役員の担い手不足、少年団活動の活発化など、状況として厳しくなっているところでございます。健全育成活動の活性化が図られるよう支援が必要と考えております。施策展開の方向性としてしましては、学校、地域、行政が一体的に連携を図りまして、青少年健全育成町民会議の活動を中心として支援を進めるとともに、子ども会や各活動団体の支援を継続して進めることといたしまして、次年度への重点取組の施策展開の方向性と同様に、各団体との連携、団体の支援を行っていくというところでございます。3施策名、読書活動の促進でございます。(4) 目標値及び達成値は、令和元年度目標値6.5冊に対して達成値が4.6冊となっております。評価としてしましては、現状分析では、町民アンケートでは重要度はやや低

く満足度は高いという結果となっております。多くの町民に利用してもらうために、読書に親しむ機会の提供、啓発事業を実施しておりますが、町民の利用者数、貸出冊数は減少しております。先ほどの目標値も下回っているという状況でございます。これは、各家庭のインターネットの普及とともに、個々のスマートフォンの普及が加速しまして、図書館に行かなくても様々な情報が得られるということが図書館離れの大きな要因であるというふうに考えております。課題点としましては、図書館の利用が楽しめる仕組みづくりや、幼児期における読書活動機会の充実が必要と考えております。また、読み聞かせボランティアが不足しているというところも課題でございます。施策展開の方向性として、利用者全体が楽しく快適に利用できる図書館運営、絵本ふれあい事業を中心とした幼児期の読書活動の充実やPR活動などを挙げております。次年度への重点取組につきましては、第3期の子どもの読書活動推進計画が策定されましたので、この計画に基づきまして図書館の利用促進と読書環境の充実を図り、利用者ニーズに対応した地域への配本についても推進していきたいと考えております。続いて、4施策名、文化活動の促進です。（4）目標値・達成値ですが、令和元年度目標値78%に対しまして達成値は68%でございます。評価としましては、現状と分析で、町民アンケートにおきまして重要度及び満足度は低い状況にあります。また、鑑賞事業の来場者が固定化の傾向にあるということもございます。問題点・課題点としましては、各文化団体活動が新規会員の入会不足により低迷傾向にあるということ、また、文化祭、音楽祭の参加者、鑑賞者の新規掘り起こしや幅広い住民が鑑賞事業に来場できるような開催内容を工夫していく必要があるというふうに考えております。施策展開の方向性として、引き続き優れた舞台芸術の鑑賞機会を提供し文化活動の支援につきましても継続していく。

これにつきましては、社会教育主事が文化団体との社会教育活動に対する助言、指導を行っていくということでございます。次年度への重点取組としましては、これはかぜのびの関係になりますけれども、他の芸術施設の連携によりまして、かぜのびと協議を進めて施設の魅力向上に努めるということを中心としております。5施策名、スポーツ活動の促進です。（4）目標値及び達成値ですが、令和元年度目標値75%に対しまして達成値85%と上回っております。評価としましては、現状と分析では町民アンケートにおいて、満足度はほぼ平均値でございますが重要度は平均値より低い状況にあります。

また、少子高齢化の影響もございまして、スポーツ協会加盟の既存スポーツ団体の活動は低迷傾向にございますが、スポーツクラブの活動につきましては、前年度の実績等も踏まえメニューの見直し等も行い、参加率が高くなっているという状況でございます。

問題・課題点としましては、一・一運動、全町民が1日1回の運動をすることの普及促進のために、スポーツ協会と連携しまして個々のニーズに合った運動やスポーツの提供が必要であるということ、また、積極的にスポーツに取り組んでいる人と取り組んでいないという方の2極化が進んでいるということもございます。施策展開の方向性として、誰もが年齢や体力に応じて手軽にスポーツ活動に取り組むことができる機会の提供や、スポーツ協会との連携によりまして一・一運動の推進を挙げております。次年度への重点取組も施策展開の方向性に合った取組を進めてまいるところでございます。以上、報告第47号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第47号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎久保田教育長

標準学力検査NRTが前年度より上回るということは、前年度の成績が高いと、次年度は、その成績を上回らないといけないということですね。だんだん高くなるということで、目標が厳しくなります。

◎西村グループ長

昨年度の成績はおおよそ全国平均以上です。小中学生はそれ以上の成績とらないといけませんので、なかなか前年度を上回ることができなくなってくるという状態です。

◎久保田教育長

これについて、忌憚のないご意見あればお願いします。

◎松倉委員

令和元年度の点検評価については、特に言うことはないのですが、令和2年度の評価がどうなるかと考えましたら、やはり何にしても新型コロナウイルス感染症の影響で十分な活動ができなかったということが出てくるだろうと、今から心配をしています。そのような中でも、できることを工夫しながらやっているということ、更には新型コロナウイルス感染症の影響が続く中で、新しい方法を取り入れて行くというような言葉を私たちは期待しておりますので、今後ともご検討いただきたいと思います。

◎後木事務局長

それにつきましては、松倉委員さんが言われたような形で評価が出てくると思います。事業をするにあたって各団体の活動についても、できる中で一生懸命に工夫をしながらやっただいている状況ですので、評価としましても工夫し新しいやり方を求めながら進めているということで、私どもも評価したいと思っております。数字的には少し低い数字が出る可能性はありますけれども、そのようなことも考えてと思っております。

◎松倉委員

よろしくお願いします。

◎久保田教育長

今年度、中学校の学校祭が来賓なしという形で開催したのですが、保護者についても制限を加えた中で、学校では、YouTubeで合唱風景を配信して見られるようにしたり、そのような工夫を学校行事などしております、学校教育の面も社会教育の面もこのコロナ禍を契機として、何かのヒントを得て、今後改善して行かなければならないという時代になっていると思います。

◎近藤委員

学校給食の関係ですが、目標値・達成値の関係で、全体における町内産の使用重量の目標を達成していますと先ほどご説明ありましたが、その食材に対しての説明は書いてありますが、残した量、残食は指標としてはあるのでしょうか。満足度と言いますか、学校給食のアンケートでは、学校の中で1番楽しみな時間の一つであり、温かいものをおいしく食べているということなので、どれだけ残さないで食べ

ているのか、目安になるかとは思っているので、そういった指標もあるのでしょうかということです。

◎後木事務局長

近藤委員さんがおっしゃるように、子どもたちが残さず食べていただいているという部分では、指標の1つになると考えていますし、給食センターとしてもその辺の数字は押さえながら給食提供をしております。今、手元に数字はございませんが、本町の残菜率というのは少ない値だと押さえておりますので、この次の機会にでも、その残菜率についてお知らせできるかと思えます。ただ今回のこの点検評価については、目標値数が決まっていることですので、次の見直しの際に、そういった指標も検討に上がるのかと思えます。

◎久保田教育長

次回の教育委員会で参考に、お互いに共通認識するという事で、資料の提供をお願いします。

◎媚山主幹

はい。

◎久保田教育長

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、報告第47号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第47号教育行政事務の管理執行状況点検・評価報告については報告のとおり了承されました。続きまして、日程第5、議案審議を議題といたします。議案第16号新十津川町アートの森彫刻体験交流促進施設に係る指定管理者の選定について事務局より説明願います。

◎後木事務局長

それでは、議案書の15ページをお開きください。提案理由を申し上げます。新十津川町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規定により、新十津川町アートの森彫刻体験交流促進施設の管理運営業務を指定管理者に行わせるため、指定管理者を選定するものでございます。1としまして、指定管理者に管理を行わせる公の施設の所在地及び名称でございますが、樺戸郡新十津川町字吉野100番地4、新十津川町アートの森彫刻体験交流促進施設でございます。2としまして、指定管理者となる団体の住所及び名称でございますが、札幌市北区北20条西5丁目2番1号、一般社団法人風の美術館、代表理事、藤島保志でございます。3の指定管理期間でございますが、令

和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間でございます。16ページをお開きいただき、参考ということで新十津川町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第3条を抜粋して掲載しております。第3条におきましては、指定管理者の指定については、町長等とはということで、この等については教育委員会も含まれておりますが、申請した団体から最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として、議会に提出し議会の議決を経て指定管理者を指定するという内容でございます。指定管理者の候補者の選定までの経過の説明をさせていただきます。令和3年3月31日に新十津川町アートの森彫刻体験交流促進施設の指定管理が満了するというので、令和2年9月30日から指定管理者を募集開始いたしました。受付期間につきましては、10月12日から10月23日までとしまして、これに対し応募は1件ということで、今申し上げました一般社団法人風の美術館から応募があったところでございます。その後、11月2日と16日の2回、指定管理者の選定委員会を開催しております。この選定委員会では副町長、教育長と町の管理職10人で構成しており、審議の結果、11月16日に選定委員長から、一般社団法人風の美術館を指定管理の候補者とする可とするという通知をいただきました。このことから新十津川町アートの森彫刻体験交流促進施設の指定管理者を一般社団法人風の美術館を候補者といたしまして、12月の町議会へ附議いたします。そのために本教育委員会で議決をするものでございます。以上、議案16号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

議案第16号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

これより議案第16号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、議案第16号新十津川町アートの森彫刻体験交流促進施設に係る指定管理者の選定については原案のとおり可決されました。続きまして、日程第6、その他を議題といたします。事務局より提案ありますか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、以上をもちまして、令和2年第11回教育委員会定例会を閉会いたします。

(閉会 午後5時00分)

会議の顛末を記載し、その旨相違なきことを証するためにここに署名する。

会議録署名委員 松 倉 寿 人

会議録署名委員 荒 山 直 人